

口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が、市税を納期毎に、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度で、納期のたびに金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。

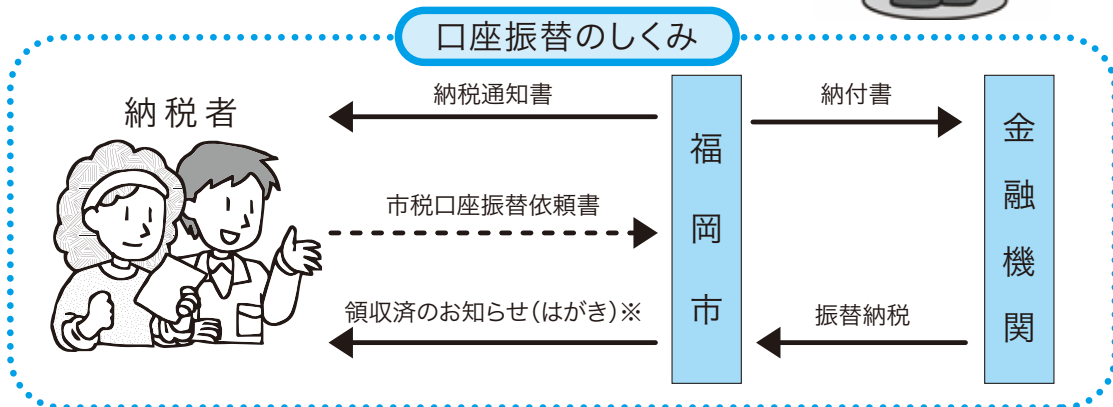
一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

ただし、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等には、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、概ね5年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者の都合により数回に渡り振り替えが出来なかった場合は納付書で納付していただくように変更となりますのでご注意ください。

口座振替の利用できる市税

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税



※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付いたします(軽自動車税を除く)。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

※軽JNKS運用拡大に伴いまして、これまで口座振替やクレジットカード、スマートフォン決済アプリ等で納付された方に6月下旬頃送付していた軽自動車税(継続検査用)納税証明書は、令和7年度から全ての車両について送付していません。

取扱収納機関と預貯金の種類

- 収納機関
P67に記載の1～3の収納機関、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、佐賀共栄銀行、全国のゆうちょ銀行、楽天銀行、PayPay銀行
(楽天銀行とPayPay銀行は、インターネットからの申し込みに限ります。)
- 預貯金の種類
・郵便貯金(通常貯金) ・普通預金 ・当座預金 ・納税準備預金

振替日(口座から引き落とす日)

納期の末日(休日の時は翌開庁日)です。

なお、振替日に預貯金残高が不足していると振り替えができませんので、納期月には、指定された預貯金口座等の残高にご注意ください。(後日、再振替を行うことはできません。)

お申し込みは簡単

お申し込み方法① 市税インターネット口座振替受付サービス

口座振替の申し込み手続き(新規・変更)をご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができるサービスです。(※地方銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、PayPay銀行に普通預金口座をお持ちの方が対象です。)



口座振替を
申し込みできる
税目

申し込みできる金融機関や申込専用サイトについては、福岡市ホームページをご覧ください。福岡市税収納管理センター(☎292-2093)へお問い合わせください。

専用サイトへの
アクセスはこちらから



福岡市 インターネット口座振替

検索

お申し込み方法② 市税口座振替依頼書

「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています。(軽自動車税、市県民税のうちすでに口座振替を利用されている方は除きます。)

なお、お申し込みから振り替え開始までの手続きに1か月半程度時間を要しますのでお早めにお申し込みください。

領収証書など

●個人市県民税、固定資産税・都市計画税および固定資産税(償却資産)について

口座振替により納付された場合、領収証書は発行されません。

口座振替の結果については、預貯金通帳への記帳によりご確認ください。

※「領収済のお知らせ(はがき)」は、ご希望の方にのみ送付します(軽自動車税を除く)。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、12月中旬までに福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

・事業の用に供する資産にかかる固定資産税・都市計画税や固定資産税(償却資産)を口座振替にされている方が、確定申告のために納税証明を必要とされる場合は、次のいずれかにより対応させていただきます。

①「領収済のお知らせ(はがき)」を1月中旬に送付することができますので、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

②1月から3月までの間、区役所納税課、各出張所、天神・千早証明サービスコーナーにおいて確定申告用納税証明(無料)の交付をします。

※確定申告には納税通知書をお使いいただけます。固定資産税の税額の確認は、納税通知書に添付している課税明細書により行ってください。

●軽自動車税について

軽JNKSの運用拡大に伴い、これまで口座振替やクレジットカード、スマートフォン決済アプリ等で納付された方に6月下旬頃送付していた軽自動車税(継続検査用)納税証明書は、令和7年度から全ての車両について送付しておりません。

軽自動車税の継続検査用納税証明書は原則提示が不要となっております(詳しくはP61をご覧ください)。納付後すぐに継続検査を受けられる場合等、継続検査用納税証明が必要な方は、無料で交付いたしますので、納付が確認できるものをご用意のうえ、オンライン、税証明発行窓口等で証明書を申請ください。(詳しくはP75をご覧ください。)

お問い合わせ先(口座振替関係)

福岡市税収納管理センター (TEL:292-2093 FAX:292-4112)